工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書

請負者は、本工事の当初請負金額が 3,000 万円以上の場合、工事完成図書のうち、工事写真並びに完成図面は電子成果品として１部(発注者から指示がある場合は、２部)、それ以外の書類は紙成果品で1部を納品する。

ただし、工事写真のうち、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については、電子成果品と紙成果品の両方を納品するものとする。

出来形管理資料(出来形展開図等含む。)、品質管理資料等の書類は紙成果品として納品することを基本とするが、別途、発注者からの指示、または承諾を受けた場合は、電子納品の対象とすることができる。

　電子成果品は、「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」に基づき、「国交省版」(ただし、「国交省版」において、営繕工事については、「営繕工事電子納品要領」に基づく。)「簡易版」いずれかの仕様(ただし、「簡易版」における写真ファイル形式は、データを直接変換した鮮明なものとし、A４縦３枚帳票様式で整理されたＰＤＦ形式を可能とする。)で作成し、電子納品する直前の電子媒体に対して、ウイルスチェックを行い提出すること。(ウイルス対策ソフトは、信頼性が高く、常に最新のデータに更新したものを利用する。)

なお、電子成果品の現地検査において、発注者からの指示がある場合は、機器を受注者が準備する。

また、工事情報シート、品質検証書は、様式を今治市のホームページでダウンロードし提出すること。